第

1852

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 7月 24日 火曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 「アンミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

発行所

4 退職者の住民税

Q:7月に退職する従業員がいるのですが、 給与から毎月控除している住民税で、8月以 降の分はどうすればよいのでしょうか。

A:退職者からの申し出がなければ、普通 徴収の方法で納付することになります。

【解説】

住民税の支払方法には、普通徴収と特別徴収の2通りがあります。

サラリーマンの場合には、会社が給与を支払うときに住民税を控除し、市区町村に納める特別徴収の方法です。この場合の住民税は、年税額を12等分し、1か月単位で徴収します。毎年6月から翌年5月が1サイクルです。

退職した人の未徴収の税額は、退職した日がいつかによって徴収方法が違ってきます。

1月1日から4月30日までの間に退職した場合には、未徴収の残額を、給与又は退職金の支給時に一括徴収し、翌月10日までに納付しなければなりません。

5月1日から5月31日までの間に退職した場合には、給与支払時に最後の5月分を特別徴収すれば、未徴収残高はゼロとなるため、これで徴収完了となります。

次にご質問のように6月1日から12月31日までの間に退職した場合には、未徴収の残額を普通徴収の方法で納付することになります。つまり、市町村が直接退職者に納税通知書を交付し、それにより交付を受けた人が納付するわけです。ただし、退職者が希望すれば、給与又は退職金から一括徴収してその翌月10日までに納付することもできます。







